



事業者の
皆様へ

補助金のご案内



©鹿児島県ぐりぶー

経費の一部を助成します

- 電気自動車等の充電設備(急速充電設備・普通充電設備等・V2H)
- 自家消費型太陽光発電設備・蓄電池
- 省エネルギー設備・省エネ診断等

A 事業 電気自動車等の充電設備整備事業

A 事業は国の補助金との併用も可能です。

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及促進に向けて充電設備の導入を促進することを目的として、県内の事業者の方等が行う充電設備等の導入に対して経費の一部を助成します。

【補助対象】

急速充電設備、普通充電設備、V2H 充放電設備 設置費用(機器本体及び工事費用)の一部

B 事業 自立・分散型エネルギー設備導入支援事業

CO2 フリーなエネルギー消費への転換を促進する観点から、再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入に対して経費の一部を助成します。

【補助対象】

自家消費型太陽光発電設備、蓄電池(太陽光発電設備の設置と同時のみ) 設置費用の一部

C 事業 省エネ設備等導入支援事業

中小企業の省エネルギー対策を促進することを目的として、県内の中小事業者の方等が行う省エネルギーに資する設備等の導入および省エネ診断等の受診費用に対して経費の一部を助成します。

【補助対象】

高効率照明、高効率空調機、高効率給湯器、高機能換気設備、コージェネレーションシステムの設置費用の一部、省エネ診断等に要する費用の一部

応募締め切り

令和 5 年 11 月 30 日(木)

A 事業の急速充電・国補助併用は
9 月 29 日(金)

※先着順 予算がなくなり次第終了いたします。

申請方法など詳しくは… WEB ページをご覧ください
<https://www.kagoshima-env.or.jp/kccca/>



交付窓口 (お問い合わせ、書類等の送付などは下記まで)

一般財団法人鹿児島県環境技術協会 鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター

〒891-0132 鹿児島市七ツ島 1 丁目 1 番地 5 TEL 099-202-0128

E-mail hojyo@kagoshima-env.or.jp

【受付時間】 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:00(12:00～13:00 を除く)

鹿児島県 KCCCA



いずれの事業も令和 6 年 1 月 31 日(水)までに事業完了後の実績報告を提出することが必要です。

●A事業:電気自動車等の充電設備整備事業

補助対象経費		国補助 注1	補助率	
			設備購入費	設置工事費(付帯設備工事費 その他設備に係る費用を含む)
給油所への充電設備設置事業	急速充電 設備	あり	4分の1以内 注3	補助対象外
		なし	2分の1以内	2分の1以内
	普通充電 設備等	あり	4分の1以内	4分の1以内 注2
		なし	2分の1以内	2分の1以内
商業施設、宿泊施設等への充電設備設置事業 集合住宅への充電設備設置事業 事務所・工場等への充電設備設置事業 月極駐車場への充電設備設置事業	急速充電 設備	あり	4分の1以内 注3	補助対象外
		なし	2分の1以内	2分の1以内
	普通充電 設備等	あり	4分の1以内	4分の1以内 注2
		なし	2分の1以内	2分の1以内
個人宅以外の施設へのV2H充放電設備設置事業		あり	4分の1以内	補助対象外
		なし	補助対象外	補助対象外

注1 「国補助」とは、経済産業省が交付するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金のことです。
注2 既設の普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドを撤去し、新たに普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドの設置のみを行う場合は補助対象となります。
注3 「国補助」の定額(1分の1以内)のものを除きます。

●B事業:自立・分散型エネルギー設備導入支援事業

補助対象設備	補助要件	補助率(上限)
自家消費型太陽光発電設備	工事費 設備費 業務費	5万円/kW (上限 200kW) 注1
蓄電池 (上記の太陽光発電設備と同時設置の場合に限る)		蓄電池の価格(円/kWh)の1/3 注2 上限 4,800Ah・セル未満の蓄電池:5.1万円/kWh 上限 4,800Ah・セル以上の蓄電池:6.3万円/kWh ただし、750万円を超えた場合は、750万円を交付額とする。

注1 太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値(小数点以下切り捨て)に乗じて算出
注2 蓄電池容量(定格容量)(小数点以下切り捨て)を用いて算出

●C事業:省エネ設備等導入支援事業

補助対象経費	区分		補助率	補助上限額
省エネ設備等の購入及び設置工事に要する経費、その他協会が特に必要と認める経費	省エネ設備等	環境マネジメントシステムの認証・登録を受けている事業所	2分の1以内	3,000千円
		上記以外の事業所	2分の1以内	2,000千円
省エネ診断等の実施に要する経費	省エネ診断等(再エネ提案)		2分の1以内	75千円

各事業は上記以外の要件があります。詳細は表面記載の WEB ページから「交付要綱」「補助事業の手引き」をご確認ください。



本紙作成に伴い発生する温室効果ガス(紙の使用)の一部について、県内の森林整備による吸収量(かごしまエコファンド)を購入しカーボン・オフセットしています。



一般財団法人鹿児島県環境技術協会は、エコアクション 21 認証・登録を取得し、地域と地球の環境に配慮した取り組みを行っています。